

# 少年事件手続法

## 第 1 編 総則

### 第 1 条 目的

本法は、少年の権利及び利益の保護を目的として行政型及び司法手続による少年事件手続が正確かつ正当に行われるために、その監督、監視、検査に関する原則、規則及び対策を定めている。その狙いは、少年が法律を尊重し、従うよう教育し、少年の非行を排除及び防止し、社会の平穏及び秩序を保ち、少年が精神回復し、社会に適応できる環境を作り、国家の防衛及び発展に貢献することである。

### 第 2 条 少年事件手続

少年事件とは、ラオス人民民主共和国の政治、経済又は社会に対し、並びに国家、共同及び個人の財産に対し、並びに国民の生命、健康、尊厳、権利、自由に対し、並びに国家の公安、社会の秩序に対して危険を及ぼす少年の作為又は不作為であり、刑法、及び刑罰や少年に関する民事事項を定めているラオス人民民主共和国のその他の法律に定められている。

少年事件手続は、教育を行い、非行を早急に、完全、包括的及び客観的に発見し、非行少年を事件手続にかけ、及び法律の正確かつ正当な実施を保障するための、村落少年事件調停ユニット、郡・特別区司法事務所、捜査機関少年事件ユニット、検察少年事件ユニット、少年裁判所、裁判所少年部及びその他の参加者の、行政型少年事件解決活動を含める活動のことである。

### 第 3 条 用語の説明

本法に用いられている用語は以下の意味を有する。

1. **少年**とは、十八歳未満の者をいう。
2. **損害を起こした少年**とは、何らかの行為により他人に損害を負わせた少年のことをいう。
3. **刑罰責任を有する少年**とは、非行のときに十五歳以上十八歳未満の少年をいう。

4. **証人となる少年**とは、事件について知り、関連機関が事件手続の情報について証言させるために召喚した少年のことをいう。
5. **被害少年**とは、他人の行為により生命、健康、精神、尊厳、自由又は財産に対する損害を直接に受けた少年をいう。
6. **裁判所**とは、少年裁判所及び裁判所少年部をいう。
7. **少年裁判所**とは、裁判所法に基づき、県・都に設立される特定裁判であり、非行少年に関する事件の第一審として裁判し、及び少年に関する民事問題の判断を行う裁判所をいう。
8. **裁判所少年部**とは、高等人民裁判所及び最高人民裁判所に設置され、少年事件を控訴審及び破棄審として裁判する裁判部をいう。
9. **裁判所の決定**とは、裁判所の命令、処分及び判決のことをいう。
10. **保護人**とは、組織や企業の代表者、親、保護者又は近親者、弁護士、教師など、被疑者又は被告人、被害者、民事原告又は民事責任者の正当な権利及び利益を弁護するために少年事件の手続に参加した者をいう。
11. **その他の保護人**とは、少年の正当な権利及び利益を弁護するために少年事件手続に参加することに任命された者をいう。
12. **捜査機関少年事件ユニット**とは、少年事件の手続を専門に行う警察の捜査ユニットをいう。
13. **検察少年事件ユニット**とは、少年事件手続を専門に行う人民検察院のユニットをいう。
14. **捜査・質問**<sup>1</sup>とは、情報調査、証拠収集、及び非行少年の証言の聴取をいう。
15. **面接**とは、被害少年、証人となる少年及び障害を持つ少年から情報収集及び証言の聴取を行うことをいう。
16. **常習犯**とは、特定の犯罪を四回以上犯したことをいう。
17. **事件手続の参加者**とは、事件の関係者、及び少年事件手続への参加に任命、召喚又は招待された者をいう。

<sup>1</sup> ラオス語は「スーブスワン-ソープタム」であり、一般的な「捜査」を指す「スーブスワン-ソープスワン」とは違う用語となっている。

## 少年事件手続法

18. **専門家**とは、関係機関より認定された特定分野の専門知識及び経験を有する者であり、自己の専門分野と関係する事項について明白にすることができる者をいう。
19. **熟練者**とは、特定分野の知識及び能力を有し、少年事件手続機関が検証を依頼する事項について意見を述べる事が出来る者をいう。
20. **子どもの権利**とは、国会及び社会が重要視しなければならない少年のニーズ、要望及び権利をいう。
21. **村落少年事件調停ユニット**とは、少年に関わる紛争において互譲を図り、及び法律が三年未満の自由刑を定めている重大でない事件を解決する基礎の司法機関をいう。
22. **少年保護及び支援委員会**とは、少年保護及び支援業務の実施を監視、検査及び促進するために、労働社会福祉省により中央、県・都及び郡・特別区において設立された機関をいう。
23. **少年保護及び支援ネットワーク**とは、少年保護及び支援委員会のネットワークとして任命され、村落及びコミュニティーに常任する者をいう。
24. **司法ソーシャルワーカー**は、非行少年、証人となる少年及び被害少年を支援するために政府の関係機関により任命される者をいう。
25. **心理学者**とは、精神的健康に関する知識を有する専門家をいう。
26. **自由裁量<sup>2</sup>**とは、少年事件における情報、証拠の評価に関する事件手続担当者の確信をいう。
27. **プレッシャーを与えるような質問**とは、少年に認めさせるために、少年の尊厳及び精神に抵触するような強要的、脅迫的な質問をいう。
28. **閉ざされた質問**とは、ストーリーを話した後に少年に対してそのとおりかそうでないか、承知するかしないか、目撃したかしなかったかを聞くような質問をいう。
29. **誘導質問**とは、少年を尋問者の期待する答えの方向に傾け、証言するように誘惑し、暗示するような質問をいう。
30. **不作為**とは、他人が危険な状況に直面しているときに、自分が助けることが可能にもかかわらず助けられないなど、何も行わないことをいう。
31. **第三者**とは、裁判中の事件に関わる自己の権利及び利益を保護するために事件に参加した個人、法人又は組織をいう。
32. **軽犯罪（ラフトート）**とは、法律により、公的批判又は罰金の刑が定められた犯罪をいう。
33. **中犯罪（トサストート）**とは、法律により、自由刑を科さず矯正教育する、又は三年から十年の自由刑及び罰金の刑が定められた犯罪をいう。
34. **重犯罪（カルトート）**とは、法律により、五年以上の自由刑又は終身刑及び罰金の刑、及び死刑が定められた犯罪をいう。
35. **重大でない犯罪**とは、多大な損害を及ぼさず、又は他人の生命、健康への危険を及ぼさない犯罪をいう。
36. **少年の保護者**とは、少年の親と同様に、少年について責任を有する者をいう。
37. **包括的**とは、事件手続における証拠収集について、積極証拠及び消極証拠の両方を収集しなければならないことをいう。
38. **完全**とは、事件の手続の際、犯罪の四つの成立要件の他に、刑事責任の減刑事由及び加重事由を探らなければならないことをいう。
39. **法律正義**は、法律を正確及び厳格に尊重し、従うことをいう。

### 第4条 少年事件手続に関する政府の政策

政府は、少年事件手続が迅速、透明、適法に行われ、正義が保障され、少年の非行が排除及び防止されるように、政策、法律、規則を定め、予算、人員、手段、機材、技術を提供し、非行少年教育施設など適切にインフラを整備し、及び個人、法人及び組織から協力を得ることで、少年事件手続について便宜を図る。

政府は、国民が法律を承知及び理解し、尊重及び従い、非行少年、被害少年、及び証人となる少年を保護及び支援をするよう、法律を普及教育し、少年の最大な権利及び利益の保護を図る。

### 第5条 少年事件の解決の必要性

国家及び社会は、少年の最大な権利及び利益を保護するために、少年事件の解決の必要性を認めている。関連機関は法令、及びラオス人民民主共和国が加盟している条約に準拠するような適切な方法により解決しなければならない。

### 第6条 少年に対する刑事事件手続の終了事由

少年に対する刑事事件手続の終了事由は以下の通りである。

1. 犯罪事実の不存在
2. 犯罪の成立要件の欠如
3. 刑事告訴の有効期間の満了
4. 法律が三年未満の自由刑を定め、かつ社会に重大な危険を及ぼさない事件について、刑法及び少年の権利利益保護法<sup>3</sup>に基づき、調停及び非行少年に対する教育が既に行われたこと

<sup>2</sup> ラオス語でドゥーンピニット。（裁判官の）司法裁量権、自由裁量の意味を示す用語。

<sup>3</sup> 児童の権利と利益保護法ともいう。

5. 刑法に定められている親告罪の場合において、被害者の告訴がない、又は被害者が告訴を取り下げたこと
6. 非行少年の死亡。但し、公判手続中に死亡した場合を除く
7. 同一の事件について終結命令、又は裁判所の確定判決が下されていること

### 第7条 少年の権利及び利益の保護

少年は、事件手続の各過程において法的援助を受け、身体への暴行、苦痛、強要脅迫、尊厳又は財産の侵害などから権利及び利益が保護され、及び適法な判決を受けることができるようにしなければならない。

少年の権利及び利益の保護は以下のように行う。

1. 少年の尊厳及び価値を尊重する。
2. 少年の年齢及び善悪の判断能力に応じて証言を聴取する。
3. 少年の親、保護者又は保護人に事件手続の全ての過程に参加させる。
4. 少年の秘密を保持する。
5. 被害少年、証人となる少年及び障害持ち少年の面接は、必要に応じて専門家又は熟練者で行う。

### 第8条 少年事件手続の担当者及び参加者の保護

裁判官、人民検察官、捜査官及びその他の少年事件手続機関の職員、並びに事件手続に参加する者は、法令に基づき、自己又は家族の生命、健康、名誉、財産に対する脅迫から保護されなければならない。

### 第9条 法律の適用の範囲

本法は、ラオス人民民主共和国内において申立、告訴又は告発がなされた少年事件の手続に適用される。

### 第10条 国際協力

政府は、経験、情報及び技術を交流することや、関係職員の知識、能力を向上させること、調整及び支援を受けることを通して、少年事件手続について、ラオス人民民主共和国が加盟した国際協定又は条約に準拠するように外国、地域及び国際社会と交流し協力する。

## 第二編 原則

### 第11条 少年事件手続の原則

少年事件の手続において、以下の原則に従わなければならない。

1. 刑事事件として手続しない少年の非行
2. 調停又は事件の判決

3. 少年の権利及び自由の不侵害
4. 少年の妨訴抗弁の権利の保障
5. 少年事件における損害額の審査
6. 秘密の保持
7. 少年及び親若しくは保護者、又は保護人の参加
8. 弁護士又はその他の保護者の任命

法の支配の原則、法律及び裁判所の下の平等の原則、推定無罪の原則、合議体による裁判の原則、裁判官の独立性の原則、事件手続に使用される言語、回避又は忌避の申立、同一の事件の裁判への参加の禁止、包括的、完全及び客観的な事件手続、妨訴抗弁権の保障、及び協力調整については刑事訴訟法及び民事訴訟法に従う。

### 第12条 刑事事件手続を不許可とする少年の非行

十八歳以下の非行少年が、法律が三年未満の自由刑を定め、かつ社会に重大な危険を及ぼさない小規模の損害を犯し、かつそれについて少年が自白し、及び相手方が調停に承諾した場合、刑事事件の手続を行うことを不許可とする。

### 第13条 事件の調停又は判決

村落少年事件調停ユニット、郡・特別区司法事務所、捜査機関少年事件ユニット、検察少年事件ユニットは、本法第36条の定めに従い、調停及び少年への措置の実行を行わなければならない。

三年以上の自由刑に相当する少年の非行の場合は民事損害額に関する事項のみ調停を行うことができ、その調停方法は民事訴訟法に従う。

少年裁判所又は裁判所少年部のみが事件を判決する権限を有する。

### 第14条 少年の権利及び自由の不侵害

捜査機関の長又は人民検察院の長の命令をなしに、少年を拘束すること不許可とする。

現行犯又は緊急の場合における逮捕又は家宅搜索の場合を除き、非行が発生した地域の人民検察院の長又は裁判所の命令をなしに、逮捕、勾留又は家宅搜索をすることを不許可とする。

少年を違法に拘束、逮捕、勾留、家宅又は身体の搜索をした者は事件手続にかけられ、かつ刑事責任を問われ、発生した損害の賠償責任を負う。

### 第15条 少年の妨訴抗弁権の保障

捜査機関少年事件ユニット、検察少年事件ユニット及び少年裁判所若しくは裁判所少年部は少年の正当な権利及び利益を保護するために妨訴抗弁の権利を保障しなければならない。

### 第16条 少年事件における損害額の審査

## 少年事件手続法

少年事件における損害賠償の審査は刑事事件の審査・判決と同時に進めなければならない。事故又は過失により他人に傷害を負わせたような事件や、被害者が治療を続けなければならない事件など、裁判所が損害額を鑑定できない場合、裁判所は刑事事件を先に審査し、判決を下す。民事損害賠償は、民事責任者が参加する下で、調停又は裁判所の判決で行う。

被告少年が公判手続中に死亡した場合、裁判所は法令により事件を終結まで審査しなければならない。

### 第17条 秘密保持

関係者及び関係機関は、少年事件手続の各過程において、少年の秘密及び経歴を保持しなければならない。

調停、捜査・質問、面接及び法廷での審理は非公開で行わなければならない。

### 第18条 少年及び親又は保護者又は保護人の参加

少年事件手続の全ての過程において、少年、親、保護者又は弁護士又はその他の保護者に参加させなければならない。但し、当該人物が少年に対する違反行為をした、又は当該人物の参加により少年が不安を感じると疑う場合はその限りでない。

### 第19条 弁護士又はその他の保護人の選任

少年事件手続の全ての過程において、法的支援を行う弁護士又はその他の保護人がいなければならない。弁護士又はその他の保護人がいない場合、事件手続を行う機関は弁護士会又は関係機関に弁護士又はその他の保護人を直ちに選任するよう申し立てなければならない。申し立てを受理した機関は、申し立ての受理後三十日以内に選任しなければならない。

## 第三編

### 少年事件手続の参加者及びその権限を有する機関

#### 第1部

#### 少年事件手続の参加者

### 第20条 少年事件手続の参加者

少年事件手続の参加者は以下のとおりである。

1. 被害者又は証人となる少年
2. 捜査開始前の被疑者、捜査開始後の被疑者、被告人、被害者である少年
3. 父親、母親又は保護者
4. 原告、民事原告
5. 第三者
6. 民事責任者
7. 弁護士又はその他の保護人
8. 専門家

9. 熟練者
10. 通訳人
11. 司法ソーシャルワーカー又は心理学者
12. ラオス建国戦線、大衆組織又は社会組織の代理人
13. 教師、少年の業務使用者又は少年の労働使用者

上記の2から10の参加者の権利及び義務は民事訴訟法、刑事訴訟法、少年の権利及び利益の保護に関する法律及びその他の関連法令に従う。

### 第21条 被害者又は証人となる少年

被害者又は証人となる少年は、親、保護者又は保護人の参加のもとで、事件手続の全ての過程において参加し、自己の意見を陳述することができる。

被害者又は証人となる少年は刑事手続において、以下の権利を有する。

1. 人間としての尊厳と価値が尊重されること
2. 発言すること。なお、少年の年齢及び善悪の判断能力に基づき審査される。
3. 少年の正当な権利及び利益を保護するため、及び少年の精神及び身体の回復のために、刑事手続の各段階において親、保護者又は法的保護人から援護を受けること
4. 秘密及びプライバシーの保持を受けること
5. 家族に対する場合を含む、強要、脅迫、差別その他すべての形の危険から保護されること
6. 女性の発展及び女性の保護に関する法律、及び刑事訴訟法に定められているその他の権利を有する。

### 第22条 司法ソーシャルワーカー又は心理学者

司法ソーシャルワーカー又は心理学者は、以下の権利及び任務を履行するために、少年事件手続のすべての過程において参加することができる。

1. 少年の居住場所の確保の支援
2. 少年の親又は保護者の捜索
3. 原因及び少年の情状の調査
4. 少年の精神の治療、及び家庭や社会への復帰の支援
5. 裁判所の判決、又は村落少年事件調停ユニット、若しくは郡・特別区司法事務所、若しくは捜査機関少年事件ユニット、若しくは検察少年事件ユニットの少年に対する処遇に基づき、少年の監視
6. 少年への助言、少年の身体及び精神の監視、治療及び回復
7. 少年の取調べ、面接、及び少年事件の調停への参加
8. 法令の定め、及び委任によるその他権利及び任務の履行

### 第23条 ラオス建国戦線、大衆組織又は社会組織の代理人

ラオス建国戦線、大衆組織又は関連の社会組織は、自己の組織と関係する場合又は保護者である場合において、少年事件の解決に参加するために代理人を任命することが出来る。

#### 第24条 教師、少年の業務使用者又は少年の労働使用者

教師、少年の使用者又は少年の労働使用者は証人、保護人又は民事責任者として少年事件手続に参加する権利や、関連機関に協力して被疑少年、被告少年又は被害少年に関する情報を提供する権利を有する。また、少年が善良な市民になるように教育し監視する義務を有する。

#### 第25条 少年の代理人又は保護人になることを不許可とする者

少年の代理人又は保護人になることを不許可とされる者は以下のとおりである。

1. 少年に対する違反行為をした者
2. 正しく委任されていない者
3. 行為能力を有しない者
4. 少年事件の解決又は手続きの担当者
5. 少年又はその他の者から忌避申立を受けた者

## 第2部

### 少年事件の解決の権限を有する機関

#### 第26条 少年事件の行政的解決の権限を有する機関

1. 村落少年事件調停ユニット
2. 郡・特別区司法事務所
3. 捜査機関少年事件ユニット
4. 検察少年事件ユニット

上記の機関の権利及び任務は本法第31条、32条、42条及び71条に定められている。

#### 第27条 少年事件の手続きの権限を有する機関

少年事件の手続の権限を有する機関は以下のとおりである。

1. 捜査機関
2. 人民検察院
3. 少年裁判所及び裁判所少年部

捜査機関及び人民検察院は、自己の管轄の範囲に捜査機関少年事件ユニット及び検察少年事件ユニットを設置し、少年事件の手続を専門的に取り扱う。

## 第IV編

### 少年事件の解決方式

#### 第28条 解決の方式

少年事件の解決は以下の方式を行う。

1. 行政型の少年事件の解決
2. 司法手続による少年事件の解決

#### 第29条 行政型の少年事件の解決

行政型の少年事件解決とは、本法第12条に定められている少年事件について、少年非行における村落の少年事件調停部、郡・特別区の司法事務所、捜査機関少年事件ユニット及び検察少年事件ユニットにより解決することである。

15歳未満の少年が重大な非行、常習犯、又は集団犯罪、又は重大な罪を犯した場合、上の段落に記載されている機関は調停を行い、教育をし、かつ本法第36条に定められている措置を実施する。

15歳以上の少年の非行で、犯罪の成立要件が十分にあるが、被害額が50万キープ以下である場合は行政型で解決する。但し、再犯若しくは常習犯、又は強奪罪<sup>4</sup>等のその他の危険な非行を行った場合は司法手続で解決する

#### 第30条 司法手続による少年事件の解決

司法手続による少年事件の解決とは、捜査機関少年事件ユニット、検察少年事件ユニットによる捜査、取調べ、面接、民事損害賠償に関する調停、様々な措置の実施、及び裁判所の判決のことである。

## 第1部

### 行政型の少年事件の解決

#### 第31条 村落少年事件調停ユニット

村落少年事件調停ユニットは以下の権限及び任務を有する。

1. 本法第29条の定めにより、少年非行事件の調停を行う。
2. 民事訴訟法の定めにより、少年に関わる民事問題の調停
3. 非行少年を教育し、忠告するための措置を実施し、及び少年非行防止対策を見いだす。
4. 調停結果を履行し、民事責任者の損害賠償（状況）を監視し、催促する。
5. 調停済みの事件ファイルを郡・特別区司法事務所に送達し、その管理を委ねる。かつ、かかる調停結果を捜査機関の少年

<sup>4</sup> 以前は「強盗罪」と「窃盗罪」だけであったが、2017年の刑法典で第232条「強奪罪」が新しく設定された。

## 少年事件手続法

事件部に送達し、少年の行動の監視を委ねる。調停が成立しない場合は、郡・特別区司法事務所に送達し、調停を委ねる。

- 少年を支援し、及び家庭と社会へ復帰させるために監視し、または村落の少年保護及び支援ネットワーク及びその他の関連機関と調整する。
  - 法律に定められているその他の権利及び任務を履行する。
- 村落少年事件調停ユニットが設立されていない場合、村落紛争調停ユニットが調停を行う。

### 第 32 条 郡・特別区司法事務所の権限及び任務

郡・特別区司法事務所は少年事件の調停について以下の権限及び任務を有する。

- 村落少年事件調停ユニットに対し専門的に指導する。
  - 村落少年事件調停ユニットより送達されてきた事件について調停し、非行少年を教育する。
  - 非行少年に対する村落少年事件調停ユニットの措置の実施について監視し審査する。
  - 村落少年事件調停ユニットより送達された、又は自ら調停を行った非行少年の記録書類を保管し、統計データを作成する。
  - 少年事件の中の民事問題に関する調停結果または裁判所の決定を履行する。
  - 法律に定められているその他の権利及び任務を履行する。
- 民事問題について合意または調停が成立しない場合、当事者は裁判所に訴えることができる。

### 第 33 条 少年事件の調停の準備手順

少年事件の調停の準備は以下の手順で行う。

- 被害者の、書面による申立てがあり、又は、捜査機関若しくは人民検察院から事件ファイルが送達されてきた。口頭での申立てがなされた場合、関係機関は記録書を作成し、かかる申立者に署名及び/又は拇印を押させる。
- 事件の事実に関する書類ファイルを作成する。
- 調停に向けて書類を検討する。
- 調停人を用意し、適切な調停期日、時間、参加者及び場所を決定する。
- 関係者を調停に招待する。

少年事件の調停は、申立てを受理してから 15 日以内に行わなければならない。

### 第 34 条 少年事件の調停の原則

少年事件の調停は、以下の原則に従って行わなければならない。

- 包括的、確実的、及び完全な情報、証拠があること

- 少年が自己の非行について自白していること、及び相手方が調停に合意していること
- 少年、親、保護者、弁護士又はその他の保護人が参加すること
- 調停人が中立的であること
- 当事者が強要、脅迫その他不適法な方法をされることなく、自発的に合意すること
- 少年に対して、適法かつ少年の権利及び利益を保障する措置を講じること

調停は各段階において 3 回以内に行い、かつ各回の間の期間を十日以内にしなければならない。

### 第 35 条 少年事件の調停方法

少年事件の調停人は以下の主な方法に従わなければならない。

- 少年の経歴、今までの行為、少年の家族の生活環境を知ること
- 故意によるか不知のためか、少年の非行の主な原因を知ること
- 丁寧、優しく、穏やかな口調で話すこと
- 少年が怖がらないために、理解しやすく、親しみのある言葉を用いること
- 当事者に発生した事実について承知及び理解をさせるように教育し、互譲を促すこと

調停は、上記の方法以外に、専用の規定に従わなければならない。

### 第 36 条 少年に対する措置の実施

非行少年であることについて証拠があるとき、調停において民事問題について合意が成立又は不成立にもかかわらず、本法第 26 条に定められている関連機関は以下のように、少年に対し適切な措置を講じなければならない。

- 自己の非行について理解できるように少年を教育すること
- 適切な方法により被害者に謝罪させること
- 民事損害を賠償するが、その親又は保護者がその責任を負う。
- 親、保護者又は関連機関に忠告、教育及び親密な監視を委ねる。
- 少年に指定された日時及び場所に関連機関に出頭させる。
- 少年の年齢に適切な社会奉仕活動をさせることなど、その他の適切な措置を講じる。

少年に対する措置の実施は、誹謗するような形や、少年の健康に影響を与えるような重労働または不潔な労働であってはならない。また、労働法に違反してはならない。

### 第 37 条 調停記録

少年事件の調停は、合意が完全に成立する場合、一部成立する場合、又は合意が成立しない場合においても、特定の様式を用いて記録書を作成しなければならない。また、記録書には調停人の姓名、参加者、特に少年、その親、弁護士又は保護者、被害者の姓名及び住所、調停結果、その履行及び少年に対する措置を記載しなければならない。

調停人は当事者に対して調停記録を朗読するか、当事者自身で記録を読ませた上で、その証拠として参加者に署名及び/又は拇印を押させる。削除の跡があり、又は取り消し線が引かれている場合、当該行の前方にその承認として署名又は拇印を押さなければならない。

調停記録書は三部を作成し、当事者それぞれに一部ずつ渡し、もう一部はファイルに保管する。

村落少年事件調停ユニット、郡・特別区司法事務所、捜査機関少年事件ユニットの調停記録書の複写は検察少年事件ユニットに監視するよう、送達しなければならない。

### 第 38 条 調停記録の効力

本法第 36 条に定められている関連機関の調停記録は、当事者が署名した日からその効力を発する。裁判所での調停の記録は、裁判所が調停結果の履行命令を下した日からその効力を発する。

行政型の解決結果の不履行により不利益を受けた当事者は、その調停の結果の執行命令を下すよう、裁判所に申し立てることができる。

裁判所は当事者の申立てを受理した日より十日以内に検討し、命令を下さなければならない。

裁判所は命令の発行の検討において、調停が適法に行われたかを確認しなければならない。適法であったと判断する場合、裁判所はその承認の命令を下し、不適法であったと判断する場合はその不承認の命令を下す。なお、不承認命令の場合、当事者は少年裁判所に対し民事訴訟を提起することができる。

裁判所の命令は即時に効力を発し、控訴することができない。

調停の手数料は法令に従う。

## 第 2 部

### 司法手続による少年事件の解決

#### 第 39 条 非行少年

司法手続により解決しなければならない非行少年は 15 歳以上 18 歳未満の少年であり、法律が三年以上の自由刑を定める社会への危険行為又は不作為、常習的な違反行為及び犯罪の成立要件に該当している行為を行った者をいう。

#### 第 40 条 事件手続に掛けられている少年の権利

刑事事件手続において、被疑者又は被告人となった少年は以下の権利を有する。

1. 容疑を知る権利及び妨訴抗弁する権利
2. 民事損害について調停を受ける権利
3. 弁護士又は適法の保護人から法的援護を受ける権利
4. 刑事事件の手続の各段階において親、保護者又はその他の保護人を参加させること
5. 刑事手続の各段階において、強要、脅迫、及び少年の尊厳に抵触するような言葉を使われることなく、適切に取り扱われる権利
6. 関係職員から保護及び監督される権利
7. 経歴及びプライバシーに関する秘密が保持される権利
8. その他法令に定められている権利

## 第 5 編

### 捜査機関

#### 第 41 条 捜査機関

捜査機関は、自己の権限及び任務の遂行を確保するために捜査機関少年事件ユニットを有し、治安維持省により設置されている。

捜査機関少年事件ユニットスタッフは、少年事件手続に関する専門的な研修を受けた者でなければならない。

捜査機関少年事件ユニットの人員構成は別途規定にて定められている。

#### 第 42 条 捜査機関少年事件ユニットの権限及び任務

捜査機関少年事件ユニットは、以下の権限及び任務を有する。

1. 告訴又は告発を受理し、記録する。
2. 捜査開始命令又は捜査不開始命令を請求し、かかる命令状を複写し及び人民検察院長へ送達し、報告する。
3. 捜査、捜査・質問、面接を実施し、事件を結び、人民検察院へ送達する。
4. 法律に定められている防止策の施行を請求し、及び書面により人民検察院長に報告する。
5. 委任によりその他関連機関と調整する。
6. 調停、及び本法第 36 条の定めに基づき少年に対する措置を実施する
7. 捜査機関長に事件の停止命令又は終結命令を請求し、その後直ちに人民検察院に報告する。
8. 少年事件の手続に関する研修又は専門知識の改善を受ける。
9. 法令に定められているその他の権利及び任務を履行する。

## 少年事件手続法

### 第 1 部 捜査の開始

#### 第 43 条 捜査の開始

少年事件の捜査開始、捜査開始命令の変更又は補足は刑事訴訟法に従う。

#### 第 44 条 捜査の開始の事由

少年事件の捜査の開始の事由は以下のとおりである。

1. 少年の非行について個人又は組織告訴又は告発がある場合、又は被害少年を発見した場合
2. 捜査機関少年事件ユニット又は検察少年事件ユニットへの非行少年の自首がある場合
3. 捜査機関少年事件ユニット又は検察少年事件ユニットにより少年の非行又は被害少年の痕跡が発見された場合
4. 現行犯又は緊急の逮捕又は身柄拘束の場合

裁判所における事件の審査から非行に関する証拠が新たに発見された場合、人民検察院に事件の補足の捜査の開始を申し立てなければならない。

#### 第 45 条 告訴又は告発

少年の犯行、又は被害少年の発見に関する告訴又は告発は口頭又は書面にて捜査機関少年事件ユニット又は検察少年事件ユニットに提出し、当該機関は本法第 48 条に定められている期間内に受理及び審査をしなければならない。組織による告訴又は告発は書面にて行わなければならない。

現行犯又は緊急でない場合において告訴者又は告発者が自ら出頭した場合、当該告訴又は告発を受理した職員は告訴者又は告発者の履歴、その ID カード又は家族登録証の複写、及び告訴又は告発内容に関する記録書を作成し、当該職員及び告訴者又は告発者がそこに署名しなければならない。

当該記録書は 2 部作成し、一部を告訴又は告発者に提供し、もう一部は事件ファイルに保管する。

告訴又は告発を受理する職員は、事実のないこと又は虚偽告訴の場合の法的責任について、当該個人又は組織に告知しなければならない。

#### 第 46 条 非行少年の自首

非行少年の自首とは、非行少年が捜査機関少年事件ユニット又は検察少年事件ユニットに対し自己の行為について申告するために、自発的に出頭することをいう。

自首を受理する職員は自首者の履歴及び証言に関する記録書を作成しなければならない。当該少年がその他刑事事件の手続の権限を有しない組織に自首した場合、当該組織は直ちに当該

少年を近隣の捜査機関少年事件ユニット又は検察少年事件ユニットに送致しなければならない。

非行少年の自首について、その親、保護者、関連組織又は村落統治機構に直ちに通知しなければならない。

#### 第 47 条 非行の痕跡の発見

捜査機関少年事件ユニット又は検察少年事件ユニットが少年の非行又は被害少年の痕跡を発見した場合、捜査開始の根拠にするためにその発見状況に関する記録書を作成し、かつ基礎の情報収集をしなければならない。

捜査機関少年事件ユニット又は検察少年事件ユニットが手続した後に、当該犯人が犯行当時に十八歳に達していたと知った場合、関連の捜査機関に事件ファイルを送達し、法律に従って手続することを委ねる。

被害少年又は証人となる少年の場合は本法第 50 条、51 条及び 52 条に従う。

現行犯又は緊急の逮捕又は身柄拘束の場合は刑事訴訟法に従う。

#### 第 48 条 告訴又は告発の審査期間

捜査機関少年事件ユニット又は検察少年事件ユニットは告訴又は告発を受理してから三日以内に審査しなければならない。

事件が複雑な場合、審査期間は五日以内にし、及び捜査機関長、人民検察院長に以下の決定の何れかを下すよう求める。

1. 捜査開始命令の発行
2. 捜査不開始命令の発行
3. 審査権限を有する機関への当該告訴又は告発の送致

告訴又は告発の審査において、捜査の開始又は不開始命令の発行前に、担当職員は必要に応じて告訴者又は告発者に基本的な証拠を要求し、説明を聞くことができる。

非行に関する確実な証拠がある場合には捜査開始命令を発行し、確実な証拠がない場合又は刑事訴訟法に定められている事件手続の終了事由がある場合には捜査不開始命令を発行しなければならない。

## 第 2 部

### 少年に対する捜査・質問及び面接方法

#### 第 49 条 少年に対する捜査・質問及び面接を行う場所

少年に対する捜査・質問及び面接は妨害されることなく、少年に優しい環境である適切な場所又はその専用の場所で行わなければならない。

#### 第 50 条 少年に対する捜査・質問及び面接を行うときの服装



関係職員は、少年に対する捜査・質問及び面接を行う際は、現行犯又は緊急の場合における現場での捜査・質問及び面接の場合を除き、フォーマルな服装を着用し、制服の着用及び武器の携帯をしてはならない。なお、現行犯又は緊急の場合における現場での捜査・質問及び面接の場合、捜査官は少年を脅迫するような形を避けるために武器を隠すべきである。

### 第51条 少年に対する捜査・質問

捜査開始前の被疑少年、捜査開始後の被疑少年、被告少年に対する捜査・質問を行うときは必ず当該少年の親、保護者又はその他の保護人を参加させなければならない。

少年の捜査・質問は、少年が恐怖を感じないように親切で理解しやすい質問を使い、プレッシャーを与えるような質問、閉ざされた質問、誘導質問を避け、暴力、強要、脅迫、暴行、拷問その他不適法な方法を使用することを禁じる。

少年に対する捜査・質問は毎回休憩をさせ、合計時間が九十分以内でなければならない。質問を受けた少年が女性である場合、質問者も同性であるか、女性を参加させなければならない。

複数の少年が共同して非行を行った場合は個別に質問し、証言が一致しない場合はお互いに立ち会わせて質問することができる。

### 第52条 少年の面接

被害少年又は証人となる少年の面接は、捜査機関少年事件ユニット又は検察少年事件ユニットの職員が司法ソーシャルワーカー、心理学者、少年保護及び支援ネットワーク、又は関連組織の代表者と調整して行わなければならない。

面接者は被害少年又は証人となる少年を面接する際、以下のように行わなければならない。

1. 親、保護者、その他の保護人又は関連組織に参加させること
2. 少年に優しい方法を用いること
3. 少年の年齢及び善悪の判断能力に応じて理解しやすい言葉を用いること
4. 適切な場所で行うこと

### 第53条 障害を持つ少年の証言の聴取又は面接

聴覚障害、視覚障害、発話障害、知的障害、精神障害を持ち、自己の権利を履行できない少年の証言の聴取又は面接を行う際、その親、保護者、教師、専門家または熟練者、弁護士その他の保護人を参加させ、かつ適切な場所で行わなければならない。

### 第54条 保護者の参加がない少年の捜査・質問

捨て子、親又は保護者と音信不通の少年、親又は保護者が遠方により参加できない又は参加を拒否する場合など、保護者

の参加がない少年に対する捜査・質問を行う場合、関係職員は少年の親戚に連絡するか、関係組織に少年の保護者を選任するよう申し立てるか、少年保護及び支援ネットワークの代表者に参加するよう招待しなければならない。

### 第55条 少年に対する捜査・質問又は面接の記録書

少年に対する捜査・質問又は面接を行うときは以下の主な内容が含まれる記録書を作成しなければならない。

1. 捜査・質問又は面接を行う年月日、場所、開始及び終了の時間
2. 捜査・質問又は面接を行う捜査官及び記録者の氏名、職位、職務、所属。複数の捜査官が参加する場合は各位の氏名、職位、職務、所属を記載すること
3. 証言の聴取に参加する各位の氏名、年齢、国籍、職業、住所。捜査開始前の被疑少年、捜査開始後の被疑少年、又は被告少年に関しては経歴の詳細を記載すること
4. 被疑内容
5. 少年に対する捜査・質問又は面接の内容

記録書の作成後、証言者本人又はその弁護士若しくはその他の保護人に読ませるか、その対弁護士若しくはその他の保護人に本人に対して読み上げさせるとともに、本人の意見を聞いた上で署名及び¥又は拇印を押さなければならない。

記録書の内容の削除又は追記がある場合はその証として署名しなければならない。また、証言者は削除または追記のある行の前方にも拇印を押さなければならない。

当該記録書の頁数が複数の場合、証言者又は弁護士若しくはその他の保護人に各頁に署名又は¥及び拇印を押さなければならない。

証言者が署名又は¥及び拇印を拒否した場合、記録書の最後にその旨を記載し、署名しなければならない。

当該証言聴取記録書は三部作成し、一部は証言者に提供し、一部は事件ファイルに保管し、もう一部は関係官が保管する。

### 第56条 少年に対する捜査・質問又は面接の結果

十五歳以上十八歳未満の少年の質問又は面接が証拠として利用できるのは、当該少年は関係官の質問を理解でき、自己の回答をもたらす効果を承知していると、事件手続の権限を有する機関が確信している場合に限られる。少年が質問又は自己の回答をもたらす効果について十分に理解できるかどうかについて確信できない場合、少年の心理状態及び善悪の判断能力を鑑定する専門家を選任することができる。

十五歳未満の少年に対する捜査・質問又は面接は、参考情報としてのみ利用できる。

### 第57条 事件の結論

## 少年事件手続法

捜査機関少年事件ユニット又は検察少年事件ユニットは、証拠収集及び証言の聴取を充分に行った後、事件の事実、論点、証拠を総括する事件の結論を書面で作成し、事件ファイルを構成して法律に定められている手続に従わなければならない。

### 第58条 事件の分離

捜査機関少年事件ユニット又は検察少年事件ユニットは捜査・質問を行った後、当該事件は少年と成人が共同で犯行を行ったと判断した場合、当該事件を成人による事件と少年事件の二つに分離しなければならない。成人による事件は権限を有する機関に法律の手続に掛けるよう送致しなければならない。被害者又は証人が少年である場合、事件手続を行う機関は少年に対する取扱いについて本法に従わなければならない。

少年事件における被害少年又は証人となる少年の証言は他の事件の審査に利用することができる。必要のない場合、同じ要点について少年に対し再度捜査・質問又は面談することを禁止する。

### 第59条 事件の合併

複数の少年が共同して同一の非行を行ったとき、又は一人の少年の非行により複数の被害者が存在するときにおいて、事件手続が複数の場所で行われている場合、捜査機関少年事件ユニット又は検察少年事件ユニットは当該事件を同一の事件ファイルにまとめて、法令に従って手続しなければならない。

### 第60条 少年に対する捜査・質問及び面接の方法の実施

少年事件の手続において、本法の定めその他に刑事訴訟法その他関連法に定められている捜査方法その他の手段を実施することができる。

## 第3部

### 少年に対する強制手段の実施

#### 第61条 少年に対する強制手段

少年に対する強制手段は以下のとおりである。

1. 連行
2. 在宅軟禁
3. 身柄拘束
4. 逮捕
5. 拘留
6. 保釈
7. 釈放

捜査機関少年事件ユニット、検察少年事件ユニット、少年裁判所及び裁判所少年部は、身柄拘束、逮捕及び拘留を行うことができるが、最後の手段とすること。

#### 第62条 連行

拘留されていない捜査開始前若しくは捜査開始後の被疑少年、証人、民事原告若しくは民事上の責任者となる少年が三度にわたり召喚状を受けたにもかかわらず、相当な理由なく召喚状に従って出頭しない場合、捜査機関長、人民検察院長、少年裁判所又は裁判所少年部は連行命令を下す。少年を連行するには、その親、保護者又は保護人を参加させなければならない。連行命令は、捜査開始前若しくは捜査開始後の被疑少年が逃亡する恐れがある場合を除き、六時から十八時の間に実施しなければならない。

連行する前に、被連行者及びその親、保護者又は保護人に対し連行令状を朗読しなければならない。

#### 第63条 在宅軟禁

捜査機関少年事件ユニット、検察少年事件ユニット、少年裁判所及び裁判所少年部は、少年の親、保護者又は保護人から信用できる理由のある保証の申立がある場合を除き、事件の手続を保障するために、少年に対する在宅軟禁命令を下し、少年が一定の区域から出入りを禁止することが出来る。

在宅軟禁命令を少年の親、保護者又は保護人、及び少年が住んでいる村落統治機構に通知し、また事件の終了、又は当該命令が取り消されるまで、当該村落統治機構に監督、監視を委ねる。

#### 第64条 身柄拘束

捜査を行うために必要な場合、関係職員が身柄拘束命令を下すことにより、少年は身柄拘束されることがある。但し、身柄拘束は二十四時間以内のみ、かつ人民検察院長に報告しなければならない。

捜査機関少年事件ユニット又は検察少年事件ユニットの職員は少年の身柄を拘束する場合、以下の原則に従わなければならない。

1. 少年に身柄拘束の理由及び少年の法律上の権利を告知すること
2. 身柄拘束後、直ちに少年の親、保護者、又は少年が住んでいる村落の統治機構に通知すること
3. 全ての形の暴力を行使しないこと、及び武器、又は少年の尊厳や精神に抵触する言葉で脅迫しないこと
4. 少年の健康及び精神を精密に診断するために、少年を関係医師に送致すること。診断結果は、権限を有する機関の命令がある場合を除き、秘密にしなければならない。
5. 身柄拘束の設備にいる少年の安全を保障すること
6. 少年専用の身柄拘束の設備を設け、異性の少年から分離し、かつ成人の身柄拘束室及び受刑者の部屋から分離すること

7. 身柄拘束及び少年の所持品に関する記録書を二部作成し、一部を本人に提供し、もう一部を事件ファイルに保管すること。少年の所持品は担当官が保管するか、少年の親又は保護者に返却すること

### 第65条 逮捕

少年を逮捕するには、現行犯逮捕又は緊急逮捕の場合を除き、人民検察院長又は少年裁判所又は裁判所少年部の書面による命令がなければならない。

人民検察院長又は少年裁判所又は裁判所少年部は以下の条件を満たす場合のみ、少年を逮捕する命令を下すことができる。

1. 捜査開始命令が下されていること
2. 法律が三年以上の自由刑を定めている重罪又は常習犯若しくは再犯の成立要件を満たしていること
3. 当該少年が非行少年であることに関する確実な証拠を有すること
4. 少年が逃亡、証拠隠滅、再犯、被害者や証人への暴行を行う恐れ、又は暴行を受ける恐れがあると信用できる理由があること

担当官は少年を逮捕するとき、本法第64条に定められている原則に従わなければならない。

担当官は少年を逮捕するとき、逮捕されるもの及びその親、保護者又は関連組織に対して逮捕令状を朗読するとともに、被疑内容、権利及び義務について告知しなければならない。

捜査機関少年事件ユニット又は検察少年事件ユニットの担当官は少年を逮捕した後、直ちに少年を捜査・質問し、かつ二十四時間以内に人民検察院長に釈放又は拘留するかを決裁するよう、書面にて報告しなければならない。

### 第66条 勾留

少年の勾留とは、確定判決前の少年の一時的身柄拘束をいう。

少年の勾留は以下のとおりに行う。

1. 人民検察院長、少年裁判所又は裁判所少年部の書面による命令を有し、かつ本法第65条の条件を満たさなければならない。
2. 少年の親、保護者、親族、友人及び保護人の接見を許可しなければならない。
3. 異性の少年から分離し、かつ成人の身柄拘束室及び受刑者の部屋から分離しなければならない。

少年の勾留期間は、勾留命令の発行後一ヶ月以内とする。継続的な捜査・質問が必要と判断する場合、人民検察院長、少年裁判所又は裁判所少年部は勾留期間を、軽犯罪（トサストート）の場合は四ヶ月を上限に、重犯罪（カルトート）の場合は八ヶ月を上限に、一ヶ月毎に更新することが出来る。

勾留期間中は、必要な場合を除き、少年に労働させることや、拘留施設から連れ出すことを禁止する。

### 第67条 保釈

少年の保釈は、特に勾留すべき事由が欠くことになったときに刑事事件手続の優先的な手続とする。保釈は親、保護者若しくは近親者若しくは保護人の申立て、又は人民検察院、少年裁判所若しくは裁判所少年部の職権により行う。

親、保護者若しくは近親者若しくは保護人の申立てにより少年を保釈する場合、捜査機関長は当該保釈申立の受理後二十四時間以内に、申立てに対する意見を下してから、人民検察院長に二十四時間以内に審査するよう、当該申立及び自己の意見を送致しなければならない。人民検察院長が少年を保釈することを決定した場合は直ちに少年を保釈しなければならない。

保釈される少年について、親、保護者若しくは近親者若しくは保護人、組織及び関連の村落統治機構にその監視及び教育をさせなければならない。

重犯罪（カルトート）の場合、少年の保釈を禁止する。

少年の保釈は、その必要性がない場合は保釈保証金を不要とする。

### 第68条 釈放

人民検察院長、裁判所又は裁判所少年部は以下の場合において少年の釈放命令を下すことができる。

1. 逮捕された少年が十五歳未満である場合
2. 十五歳以上十八歳未満の少年が人民検察院長、裁判所又は裁判所少年部の令状をなしに逮捕された場合
3. 行政型により既に解決された非行の場合
4. まだ捜査・質問の結論を出し、事件ファイルにまとめて人民検察院に送致することができていなくても、少年の勾留期限が過ぎている場合
5. 処罰又は被疑から解放する判決がある場合、又は判決に基づく服役が完了している場合

少年を釈放する前には直ちに少年の親、保護者又は少年が住んでいる村落統治機構に通知するとともに、少年の所持品を全て返却し、正確に返却記録書を作らなければならない。

### 第69条 少年への教育

調停後、又は少年に対する措置を実施する裁判所の確定判決後、少年を以下のとおりに教育する。

1. 自己の行為が非行かつ法律に違反する行為であることを少年に承知、反省及び意識させる。
2. 少年に法律を理解させ、法律の遵守について意識させる。
3. 少年に自己及び家族の現状に適合した、社会での生活上の正しい方法を見えるように少年を指導する。

## 少年事件手続法

- 少年が復帰し、初等教育又は職業訓練を受けられるように支援する。
- 少年が自己啓発、及び適切な福利厚生を受けられるように支援する。
- その他の方法で少年を教育する。

### 第IV部 人民検察院

#### 第70条 人民検察院

人民検察院は、自己の権限及び任務の履行を保障するために、県・都人民検察院、高等人民検察院、及び最高人民検察院に検察少年事件ユニットを設置しなければならない。

各階級の検察少年事件ユニットの組織体制、人員構成は別途規定に定められている。

#### 第71条 検察少年事件ユニットの権限及び任務

検察少年事件ユニットは以下の権利及び任務を有する。

- 非行少年に対する捜査の開始の申立て及び起訴、非行少年が事件手続から排除されないための措置の施行
- 調停、捜査・質問、捜査・取調べ及び公判手続における法の遵守の監視・検査
- 少年の権利及び利益を保護するための何らかの措置の施行の申立て
- 無実な少年に対し冤罪を被らないための厳格な監視・検査
- 確認するための、捜査機関少年事件ユニットへの少年事件ファイル、及び非行に関する資料や情報の請求
- 本法第12条及び29条に定められている場合における調停及び少年に対する措置の実施、少年が法律により3年以上の自由刑が定められている重大犯罪を犯した事件若しくは再犯若しくは常習犯の場合における民事損害に関する調停の実施
- 再捜査するための捜査機関少年事件ユニットへの事件ファイルの差戻し
- 少年事件の手続に関する補修又は専門的研修の受講
- 非行少年の教育施設の内外における少年に対する措置の施行の監視・検査

捜査機関少年事件ユニットは上記の権限及び任務の他に、人民検察院法、刑事訴訟法その他関連法令に定められている権限及び任務を有する。

#### 第72条 捜査機関少年事件ユニットにおける法の実施の監視・検査

検察少年事件ユニットは、捜査機関少年事件ユニットの法の施行状況を監視・検査することについて、以下の権限及び任務を有する。

- 捜査規則の遵守を監視・検査する。
- 少年が不適法に身柄拘束、逮捕又は勾留をされないために監視・検査する。
- 少年事件の捜査へ参加し、かつ必要な場合は自ら捜査を行うこともできる。
- 捜査機関長の不適法又は不合理な命令を破棄するよう、人民検察院長に申し立てる。
- 少年事件の捜査・質問、非行少年の搜索、非行の解釈、捜査手段及び防止策の実施について、書面により助言する。
- 連行、逮捕、勾留、家宅搜索の命令を実施し、かつ仮釈放及び保釈命令を発行する。
- 本法の定めに基づき、捜査期間及び勾留期間の延長を申し立てる。
- 追加の捜査・質問に関する助言を添付して、事件ファイルを検査機関少年事件ユニットに差し戻す。
- 捜査機関少年事件ユニットの違法な捜査・質問を中止する命令の発行を申し立てる。
- 刑事訴訟法に定められている事由に基づく事件手続の停止又は事件の終結命令の発行を申し立てる。
- 法律に定められているその他の権限及び任務の履行

#### 第73条 公判手続きの監視・検査

検察少年事件ユニットは公判手続の監視・検査について以下の権限及び任務を有する。

- 公訴及び口頭弁論のために自己と同階級の裁判手続に参加し、かつ裁判所での事件の審査を監視・検査する。
- 判決と自己の訴え又は口頭弁論の整合性、及び量刑、法律の適用について検査する。
- 少年事件に関する自己の下階級又は同階級の不適法な決定、命令、判決に対する不服を申し立てるよう、人民検察院長に申し立てる。
- 再確認の結果、裁判所の決定が適法であると判断した場合において、裁判所が判決を下す前に自己の不服申立てを取り消すよう、人民検察院長に申し立てる。
- 新規の証拠が発見された場合において、法律に基づく再審手続を検討するよう、最高人民検察院長に申し立てる。
- 法令に定められているその他の権限及び任務を履行する。

#### 第74条 少年事件の審査期間

検察少年事件ユニットは事件ファイルを受理してから三十日以内に少年事件を検討し、判断しなければならない。また、以下のように決定する権限を有する。

- 捜査・質問が不十分だと判断する場合、追加の捜査・質問の要点を付けて事件ファイルを検査機関少年事件ユニットに差し戻すことを申し立てる。

第一部

少年裁判所及び裁判所少年部

2. 刑事訴訟法第 146 条及び 148 条に定められる事由があると判断する場合、事件手続の停止又は事件の終結を申し立てる。
3. 捜査機関長の強制手段が事件の事実及び法律に不整合すると判断する場合、その変更、追加、取消し又は破棄を申し立てる。
4. 法令に定められているその他の権限及び任務を履行する。

第 75 条 起訴

被疑少年を起訴するのは、人民検察院長の命令により、少年に対し被疑を掛け、裁判所に判断させることをいう。  
少年を起訴する内容は、以下の内容を含めなければならない。

1. 起訴命令の発行年月日及び場所
2. 起訴命令の発行者の姓名、職務及び職位
3. 被疑者の姓名、生年月日、年齢、国籍、民族、職業、戸籍情報及び住所
4. 被疑内容、勾留及び仮釈放の年月日、勾留場所、刑法その他刑罰を定めている法律の条項

検察少年事件ユニットは被疑少年又はその弁護士若しくはその他の保護人に告知し、公務日 3 日以内にその内容を承知したとして署名させた上で裁判所に事件ファイルを提出する。起訴命令に署名を拒否した場合はその記録をしなければならない。

被疑少年を裁判所に訴えるには、裁判所が法律に基づき審査するために、事件ファイル及び証拠を提出しなければならない。

第 76 条 論告

論告とは、被疑少年の非行を裁判所に説明する人民検察院長の意見であり、客体、客観的、主観的及び主体からなる犯罪の四つの成立要件、減軽事由又はその他事件にとって重要な事由、刑罰を定める法律の条項、刑事訴訟法、人民検察院法及びその他関連法を示すものをいう。

被疑少年又はその弁護士、その他保護人は論告文の読み、写し又は複写を取る権利を有する。

第 77 条 直接起訴

裁判所に直接起訴する少年事件とは、人民検察院長が捜査開始をすることなく、非行少年を起訴する事件をいう。直接起訴をするには、法律が三年未満の自由刑を定める社会的危険性の高くない犯罪の現行犯であるが、当事者が調停又は行政型の解決方法に同意しない場合や、再犯若しくは常習犯で少年が自白する場合など、十分な証拠を有することが必要とする。

第 VII 編

裁判所による少年事件手続

第 78 条 少年裁判所及び裁判所少年部

少年裁判所は国民議会常務委員会の認可により県・都に設置され、最高人民裁判所に直接所属し、少年事件を第一審として判断する権限を有する。少年裁判所を設置できていない場合は県・都の人民裁判所の裁判所少年部が少年事件を審査する。

地域人民裁判所、最高人民裁判所の裁判所少年部は少年事件を控訴審及び破棄審として判断する権限を有する。

第 79 条 事件を審査する裁判所の権限

少年裁判所は少年に関する刑事事件及び民事事件を第一審として判断する権限を有し、及び少年事件村落調停ユニット、郡・特別区司法事務所、検察少年事件ユニット又は検察少年事件ユニットによる調停の合意を得ているが履行できていないものについて命令を下す権限を有する。

地域人民裁判所の裁判所少年部は少年事件を控訴審として判断する権限を有し、最高人民裁判所の裁判所少年部は少年事件を破棄審及び再審として判断する権限を有する。

裁判所は必要な場合、適切と思われる場所において少年事件を審査し、判決を下す出張裁判合議体を設置することができる。

第 80 条 裁判所の権限及び任務

少年裁判所及び裁判所少年部は以下の権限及び任務を有する。

1. 少年に関する民事事件及び刑事事件の手続を行う。
2. 少年事件について決定、命令及び判決を下す。
3. 法律に定められている捜査・質問、面接及び防止策を施行する。
4. 少年事件における民事問題について教育し、調停する。
5. 執行のために、裁判所の確定判決及び事件ファイルを関連部署に送達する。
6. 法令に定められているその他の権利及び任務を履行する。

第 81 条 場所による裁判所の管轄権

少年が非行をした場所又は少年が通常に住んでいる場所の裁判所が少年事件の管轄権を有する。それぞれが異なるところに住んでいる複数の少年が共同で非行をした場合又は複数の場所において非行をした場合、少年が最後に非行をした場所の裁判所が管轄権を有する。

第 82 条 裁判所の管轄権の競合

## 少年事件手続法

どの裁判所が事件を審査する権限を有する又は有しないか、少年裁判所間における事件の管轄権について競合する場合、申立てを受理した裁判所は最高裁判所にその管轄権について決定するよう申し立てなければならない。

### 第 83 条 裁判所の判断規則

裁判所は少年事件の審査について、以下の規則に従わなければならない。

1. 専用の法廷を有すること
2. 担当裁判官は一般の法廷の制服ではなく、フォーマルな服を着用すること
3. 参加する非行少年に発言の権限を与えること。なお、少年の年齢及び善悪の判断能力に基づき審査される。
4. 少年が弁護士若しくはその他の保護人から法的支援を受けられるようにすること、又は少年の親若しくは保護人に参加させること
5. 刑事訴訟法、民事訴訟法及びその他の関連法に定められているその他の規則に従う。

少年事件の手続の期間中に、当該少年が行為能力を有するようになった場合、又は成人年齢の十八歳に達した場合においても、少年裁判所は事件が終了するまで判断を継続しなければならない。控訴又は破棄の申立てがなされた場合は上級の裁判所の裁判所少年部が事件を担当する。

### 第 84 条 法廷における少年事件の審理

法廷における少年事件の審理は以下のように行う。

1. 非公開で行い、かつ少年にその親、保護人又は保護人の近くに座らせること
2. 少年が恐怖を感じないように、理解しやすい言葉を使用し、プレッシャーを与えるような質問、閉ざされた質問、誘導質問を避けること
3. 少年の最大の権利及び利益を優先に、かつ審理の規則に従って、関係者の立ち合いの下で行うこと

被害少年、証人となる少年又は障害を持つ少年に対する審理は、被告人と対面することを避けるためにカーテン若しくはカバーを使うこと、又は被告人を退室させること、又は可能な場合は動画通信を通して面接しなければならない。

## 第 2 部

### 少年裁判所又は裁判所少年部による刑事事件の手続

#### 第 85 条 審査するための事件の受理

裁判所は、人民検察院長による起訴がある場合に限り、事件を受理して審査することができる。

#### 第 86 条 少年事件の検討

裁判所が人民検察院から事件ファイルを受理した後、裁判長は担当裁判官に、捜査機関少年事件ユニットや検察少年事件ユニットの事件の手続、及び人民検察院長による公訴の提起の妥当性について検討することを付託する。担当裁判官は当該事件の検討後、合議体と協議してから、裁判長に以下のように決定するよう申し出る。

1. 質問又は捜査が不十分だと判断した場合、当該事件の補充捜査するよう、人民検察院長に事件を差し戻す。
2. 起訴されるべき非行又は人物が他にも存在すると判断した場合、追加の公訴を提起するよう、人民検察院長に事件を差し戻す。
3. 公判期日と時間を決定する。

公判手続を行う前に、担当の少年裁判所長又は主任裁判官室長の決定を得なければならない。

#### 第 87 条 事件の審査

少年に関する刑事事件の審査について、裁判官は人民検察院長の公訴に基づき、証拠及び法律に基づいて行わなければならない。

裁判所は少年の証言を審査する際、当該少年が自己の証言の当否について理解しているか判断しなければならない。また、法律に定められている減輕事由やその他の事由について検討しなければならない。

#### 第 88 条 刑事事件の手続の期限

少年裁判所及び裁判所少年部は事件ファイルを受理してから十五日以内に事件を審査し、判決を下さなければならない。

裁判所に直接起訴された場合、少年裁判所は四十八時間以内に審査し、判決を下さなければならない。

#### 第 89 条 少年に対する科刑

裁判所は、非行が社会に対する危険性の形及び程度、少年の性格、影響、情状、動機、減輕事由その他事件にとって重要な事由を考慮して刑を科さなければならない。

裁判所は刑法及び刑罰を定めているその他の法律に基づき刑罰を科すか、本法第 36 条に定められている措置を実行する。

非行少年に対し、自由刑を科すのは最後の手段として行う。

非行少年に対し、死刑及び終身刑を科することを禁止する。

死刑に相当する少年の非行の場合は二十年の自由刑及び刑法上の科料に減輕し、終身刑の場合は十年の自由刑及び刑法上の科料に減輕する。

### 第90条 控訴又は異議の申立て

当事者又は人民検察院長は少年裁判所の命令、決定又は判決に対し、刑事訴訟法に定められている期間内に控訴又は異議を申し立てる権利を有する。

裁判所に直接起訴された事件の場合、当事者は控訴する権利を有するが、破棄を申し立てる権利を有しない。また、人民検察院長は異議を申し立てる権利を有する。

控訴審における、少年に関する刑事事件の手続は、刑事訴訟法第IX編に従う。

### 第91条 少年に関する刑事事件の破棄又は再審の申立て

控訴審の命令、決定及び判決に対し、刑事訴訟法に定められている期間内において、当事者は破棄申立ての権利を有し、人民検察院長は異議申立ての権利を有する。

破棄審における、少年に関する刑事事件の手続は、刑事訴訟法第X編に従う。

再審における、少年に関する刑事事件の手続は、刑事訴訟法第XII編に従う。

## 第3部

### 少年裁判所又は裁判所少年部による民事事件の手続

### 第92条 少年に関する民事訴訟又は非訟申立て

少年裁判所又は裁判所少年部は以下の場合において、少年に関する民事訴訟又は非訟申立てを審査する。

1. 以下に関する訴訟
  - 少年の非行による損害賠償
  - 少年労働
  - 少年同士の行為
  - 少年の権利の侵害
  - 少年に関するその他の事件
2. 以下に関する非訟申立
  - 少年の保護人又は管理者の選任
  - 少年を教育する対策の施行
  - 少年の財産の管理人の選任
  - 調停結果の履行
  - 少年に関するその他の申立て

上記の非訟申立ての他に、民事訴訟法第330条の非訟申立てもある。

### 第93条 少年に関する民事事件の手続

少年に関する民事事件の手続は、本法第51条、52条、53条、54条及び88条に従わなければならない事項である質問、面接、法廷での事件の審理及び事件手続の期限のこと以外は民事訴訟法及びその他の関連法に従って行う。

### 第94条 少年に関する民事事件の手続き期限

少年裁判所又は裁判所少年部は、以下の期間内に事件を審理し、判決を下さなければならない。

- 第一審： 六か月
- 控訴審： 四か月
- 破棄審： 三か月

上記の期間内に審査し、判決を下すことができない場合、当該事件の担当裁判官は当該裁判長事件の検討及び判決の期限の延長を検討するよう申し立てなければならない。但し、当該延長は、複雑な事件であると裁判所役員会が判断した場合を除き、3か月を超えてはならない。

事件手続の停止及び延期は事件の検討及び判決の期間に含めない。

### 第95条 控訴又は異議の申立

当事者、第三者又は人民検察院長は、民事訴訟法に定められている期間内に、少年裁判所の判決に対し控訴又は異議を申し立てる権利を有する。

裁判所の決定又は命令に対する控訴は、当該命令が発行された日又はそれを承知した日から七日以内に行わなければならない。

控訴審における、少年に関する事件の手続は民事訴訟法第XII編に従う。

### 第96条 控訴の申立てが不許可とされている少年に関する民事事件

控訴の申立てが不許可とされている少年に関する民事事件は以下のとおりであり。

1. 少年事件が調停結果について承認又は不承認とする決定を下した事件
2. 仮執行とした判決

### 第97条 少年に関する民事事件の破棄又は再審の申立て

控訴審の判決が下された日、又はその判決を承知した日から三十日以内に、当事者は破棄申立ての権利を有し、人民検察院長は異議申立ての権利を有する。

少年裁判所の命令又は決定に対する破棄申立は、当該命令又は決定が下された日又は承知した日から七日以内に行わなければならない。

少年に関する民事事件の再審申立ては、民事訴訟法第XVに従う。

## 第VIII編

### 少年の監視、教育及び治療

# 少年事件手続法

## 第1部 少年の監視

### 第98条 家族及び組織の責任

親、保護人、村落統治機構、村落少年事件調停ユニット、学校、少年保護及び支援ネットワーク、郡・特別区司法事務所その他各階級の政府機関は、非行少年又は非行をしたことがある少年が更生して社会復帰できるように、少年を監視及び援護し、協力し合って少年を教育する責任を有する。また、少年に初等教育、適切な職業訓練の受講、及び健康の管理を受けられるように支援しなければならない。

### 第99条 非行少年の行動の監視

調停記録又は裁判所の決定により、少年の行動の監視を付託されている親、保護者又は組織は以下を行わなければならない。

1. 少年の経歴を記録する。
2. 少年の出頭、及び少年に対する措置の施行について記録する。
3. 少年が法令を遵守するよう、教育、助言及び忠告する。
4. 少年の行動、感情の変化、及び支援の要望について記録する。
5. 少年の監視の結果について村落統治機構又は関連機関に常に報告する。

## 第2部 非行少年の教育

### 第100条 非行少年の教育

非行少年の教育とは、非行少年教育施設において考えや行動を教育する方法により、少年に対する教育を実施する措置の施行をいう。

非行少年、又は自由刑を科された少年は、非行少年教育施設に送致される。

### 第101条 非行少年教育施設

非行少年育成施設は、少年が更生して社会復帰できるように、裁判所の判決に基づき少年を強制する施設であり、かつ少年の考えや行動の教育施設及び職業訓練施設でもある。

非行少年教育施設は以下の権限及び任務を有する。

1. 少年が更生して社会復帰できるように、少年の考えや行動を教育し、学校教育や職業訓練を与える。
2. 少年の身体や精神を発達させるために、スポーツ及び芸術の活動を行う。
3. 少年の年齢に適した労働活動を行う。

4. 少年を助言し、意見を聞く。
5. 自己の任務を履行するために関連機関との交流、協力及び調整を行う。
6. 少年の行動について、自己の上部組織及び人民検察院に常に報告する。
7. 法令に定められているその他の権限及び任務を履行する。  
非行少年教育施設の組織及び活動は別途規定に定められている。

### 第103条 教育施設に収容される非行少年の権利

教育施設に収容される非行少年は以下の権利を有する。

1. 休息場所を有し、適切な食事を受けられる。
2. 気候に適した適切な衣服を受けられる。
3. 健康サービス、教育及び職業訓練を受けられる。
4. 規則に基づくスポーツ活動、芸術活動及び休憩ができる。
5. 親、保護者、保護人、親族及び友人と面会できる。
6. 少年に有益な情報を受けられる。
7. 全ての形の虐待、悪用、放置及び不適切な懲戒から保護される。
8. 意見を述べる。
9. 法令に定められているその他の権利

### 第104条 教育施設に収容される非行少年の責任

教育施設に収容される非行少年は以下の責任を有する。

1. 教育施設の規則を遵守する。
2. 自己の改善更生に努める。
3. 勉強、労働活動及び職業訓練を行う。
4. 他人の権利を尊重し、かつ助け合う。
5. 法令及び教育施設の規則に定められているその他の責任を負う。

### 第105条 非行少年の移動

ある非行少年教育施設から別の教育施設へ、非行少年を移動するためには、少年の親、保護者又は保護人から、施設の責任者を通じた書面による申立てがなければならない。また、申立てを受理してから五日以内に審査した後、施設が位置している県・都の治安維持局提案しなければならない。治安維持局は提案を受理してから七日以内に審査した後、治安維持省に報告しなければならない。

県・都の保安局が非行少年の移動について同意する場合、当該教育施設は少年の履歴、健康、教育状況及びその他の事項に関する記録書を作成し、当該非行少年を受容する教育施設に送付しなければならない。少年の私物は本人に渡さなければならない。

非行少年育成施設に収容される少年が成人年齢に達したが、引き続き三年以上服役しなければならない場合、一般の受刑者の矯正施設に移動しなければならない。



非行少年の移動について、その監視・審査を行えるよう、教育施設が位置している場所の人民検察院長に報告しなければならない。

申立てに基づく非行少年の移動に関する費用は申立者が負担し、職権による移動の場合は国が負担する。

### 第106条 期間満了前の少年の条件付き保釈

期間満了前の少年の条件付き保釈は以下の場合において行うことができる。

1. 少年が進歩し、自己研鑽し、活動及び教育施設の規則の遵守の模範になっている。
2. 少年が態度や考えを変え、自己の今までの非行について後悔している。
3. 少年は、再犯若しくは常習犯の場合を除き、裁判所の判決による処罰の半分以上を服役した。

上記のような期間満了前の少年の保釈の場合、関連教育施設は、当該施設が位置している県・都の治安維持局に審査するよう申立てる。治安維持局はその後、裁判所に判決を下されるよう論告をするよう、人民検察院長に申し立てる。

## 第3部 非行少年の治療

### 第107条 非行少年の治療

事件手続の全ての過程において、勾留される少年又は少年教育施設に収容される少年が病気になった場合、少年の親、保護者又は関連機関に通知し、及び少年を早急に治療しなければならない。勾留施設又は少年教育施設の医師が少年を治療できない場合、少年を病院又は特定治療施設に送致しなければならない。

### 第108条 少年を治療するための送致の許可

人民検察院長、少年裁判長、裁判所少年部長は、事件手続のとき、少年勾留所長又は非行少年教育施設長の申立てにより、病気になった少年が治療を受けに行くことを許可する権利を有する。

非行少年が急病になった場合、少年勾留所長又は非行少年教育施設長は、少年を治療のために連れることを許可する権利を有する。但し、その監視・検査のために、二十四時間以内に人民検察院長又は少年裁判長又は裁判所少年部長に報告しなければならない。

十分に治療した後、引き続き少年を事件手続にかける又は教育する。

治療期間は、勾留期間又は教育期間に含めるものとする。

### 第109条 治療に送致された少年の監督及び保護

少年勾留所又は非行少年教育施設に収容される非行少年が病気になった場合は、政府の特定の病院又は診療所に限り、治療のために送致する。

治療に送致された少年の監督及び保護は、少年勾留所又は非行少年教育施設の警察官の責任である。

### 第110条 非行少年の死亡

事件手続中及び勾留中又は教育中の非行少年が死亡した場合、少年の親、保護者又は関連機関に通知しなければならない。また、少年が外国人の場合、直ちに関連の領事館又は大使館に通知しなければならない。

少年が死亡した場合、その死因を検証しなければならない。疑問点が残る場合、少年の親、保護者又は関連機関は再検証を申し立てることができる。

## 第IX編 少年事件手続に関する国際協力

### 第111条 少年事件手続に関する国際協力

少年事件手続に関する国際協力は、ラオス人民民主共和国が加盟している国際協定又は条約、及びラオス人民民主共和国の国内法に整合することを前提に、相互の独立、主権、領土を尊重し合い、平等及び相互利益関係の原則として行う。

ラオス人民民主共和国が国際協定の締結又は条約の加盟をしていない場合、ラオス人民民主共和国の憲法及び法律に違反しないことを前提に、相互協力の原則として行う。

### 第112条 少年の司法に関する支援

ラオス人民民主共和国の少年事件手の権限を有する機関は、少年の司法に関する支援について、ラオス人民民主共和国が加盟している条約に従い、及び国内法に整合して行う。

少年の司法に関する支援、逃亡犯罪人引渡、非行少年引渡、被疑者又は被告人の財産の差し押さえ、非行少年及び事件関連部品に関する情報の提供、裁判所の判決の執行、及び少年に関わるその他の犯罪の予防の協力を目指す。

### 第113条 少年の司法に関する支援の拒否

ラオス人民民主共和国の、少年に関する刑事事件の手続の権限を有する機関は以下の場合において、少年の司法に関する支援を拒否する。

1. 少年の司法に関する支援の申し出がラオス人民民主共和国の加盟している条約及び国内法に整合しない場合

## 少年事件手続法

2. 司法に関する支援の実施がラオス人民民主共和国の主権、平和、安全及び重要な利益を侵害する場合

### 第 114 条 外国の裁判所の民事判決の承認

ラオス人民民主共和国は、在外ラオス大使館、領事館又は代表機関を通して、外国の、裁判所の少年に関する民事判決の、ラオス語に翻訳されたものを承認し、執行する。

外国の裁判所の民事判決の承認の申立て、及び国際訴訟は民事訴訟法の定めに従う。

## 第 X 編

### 少年事件業務の監督及び検査

#### 第 115 条 監督機関

少年事件業務の監督機関は、司法省、治安維持省、最高人民検察院及び最高裁判所から構成される。

司法省は、村落少年事件調停ユニット及び郡・特別区の少年事件の解決について監督する。

治安維持省は、捜査機関少年事件ユニット、少年勾留所及び非行少年教育施設を監督する。

最高人民検察院は、検察少年事件ユニットの少年事件の手続について監督する。

最高人民裁判所は、少年裁判所又は裁判所少年部の少年事件の手続について監督する。

#### 第 116 条 少年事件業務の検査機関

少年事件業務の検査機関は、本法第 115 条に定められている監督機関と同一の機関である。各機関は、自己分野の業務活動を検査する任務を有する。最高人民検察院は、縦軸関係による監視・検査の他に、法律に定められている役割に基づく権限及び任務を有する。

#### 第 117 条 少年事件業務の監督及び検査機関の権利及び任務

少年事件業務の監督及び検査機関は、自己の管轄範囲内において、以下の権限及び任務を有する。

1. 少年事件手続に関する戦略、政策、法令を制定する。
2. 少年事件手続に関する政策、法令を普及教育する。
3. 少年事件について、専門職員を補修、育成、研修及び格上げする。
4. 少年事件業務に関する政策、法令の実施について指導、催促、監視、検査する。
5. 少年事件に関する全国の統計及び情報の収集
6. 少年事件手続業務についてその他関連機関と調整し合う。
7. 少年事件手続業務について、外国及び国際組織と協力する。
8. 少年事件業務について、自己の上部組織に常に報告する。

9. 法令に定められているその他の権限及び任務を履行する。

## 第 XI 編

### 最終規定

#### 第 118 条 実施

ラオス人民民主共和国政府、最高人民検察院、最高人民裁判所及びその他関連機関は本法を実施する。

#### 第 119 条 効力

本法は、ラオス人民民主共和国の国家主席が国家主席令を公布し、官報に掲載してから十五日後にその効力を発する。

本法と矛盾した規則や規定は全て取り消される。

国民議会議長